

秋田市告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり変更したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定番号 LC2604-10

2 変更する指定道路の種類

建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路

3 変更の年月日 令和6年2月15日

4 変更前の指定道路の位置

秋田市河辺和田字和田144番1の内、144番2の内、149番2の内、149番3の内、149番5の内、154番2の内、156番3の内、157番1の内、159番1の内、160番1の内、169番1の内、186番1の内、186番3の内、191番1の内、191番2の内、226番1の内、226番2の内、226番5の内、227番の内、232番10の内、232番12の内、232番8の内、37番12の内、37番13の内および47番2の内

5 変更後の指定道路の位置

秋田市河辺和田字和田45番1の内、149番5の内、154番1の内、154番2の内、154番6の内、156番3の内、156番9の内、156番10の内、156番13の内、156番14の内、157番1の内、158番1の内、159番1の内、160番1の内、169番1の内、180番の内、182番1の内、186番1の内、186番3の内、191番1の内、191番2の内、192番1の内、208番1の内、226番1の内、226番4の内、226番5の内、231番7の内および232番3の内

6 変更後の指定道路の延長および幅員

延長 441.15メートル

幅員 4.00メートル